

手稲区デマンド交通運行業務 仕様書

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課

1 業務の目的

手稲区においてジェイ・アール北海道バス株式会社が運行する富丘高台線の廃止に伴い、代替交通の導入検討のため、令和4年11月から手稲区デマンド交通実証実験を開始した。

令和7年3月末をもって、当該実証実験の期間が満了となることに伴い、令和6年10月に開催した第9回札幌市公共交通協議会地域公共交通会議手稲区部会において、令和7年4月からの当該デマンド交通の本格運行移行について諮り、合意を得たところ。

本業務は、これまでの実証実験で得た成果を踏まえ、本格運行へ移行することにより、継続して当該地域住民の生活の足の確保を図ることを目的とする。

2 履行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

3 打合せ等

受託者は、札幌市及び別途札幌市が発注する当該デマンド交通のマネジメント業務を担う事業者（以下「マネジメント事業者」という。）と常に密接な連絡をとり、業務を適正かつ円滑に実施するものとする。

4 業務の内容

マネジメント事業者の支援のもと、受託者が以下のデマンド交通運行業務を行うこと。

(1) 道路運送法上の位置付け

道路運送法第4条による運行

受託者は、令和7年4月1日からの運行に向け、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ること。

(2) 運行態様

事前に設定した乗降場所間を運行する自由経路ミーティングポイント型の区域運行。

(3) 実施箇所及び乗降場所

別紙地図のとおり。

乗降場所は令和6年度手稲区デマンド交通実証実験業務にて使用した場所を継続して設定する。ただし、今後の関係者協議及び地域協議等で追加・変更する可能性がある。

(4) 運行日時

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの月曜日から金曜日とし、1日あたり、9時から16時までの7時間運行する。ただし、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律に規定する祝日は運休とする（運行予定日数726日）。

(5) 運行距離数

1 日 95km を想定。

(6) 運賃（現金のみ）

以下の運賃により運用し、車両内で運転手が収受。

運賃収入については、全額をマネジメント事業者へ受け渡すこととし、具体的な金銭の収受方法は、受託者とマネジメント事業者間で協議により決定すること。

一般運賃	350 円	中学生以上
高齢者運賃	200 円	70 歳以上
障がい者運賃	200 円	障がい者手帳保有者
こども運賃	200 円	6 歳～12 歳未満（小学生）
乳幼児運賃	無料	6 歳未満（小学校入学前）

※今後の関係者協議及び地域協議等で変更する可能性あり。

(7) 利用者

事前会員登録者

(8) 運行車両

運行車両は、マネジメント事業者が調達し、受託者に無償で提供もしくは貸与する。ジャンボタクシー 1 台（乗客定員 8 名）を予定しており、車両には、運行指示を受ける車載端末をマネジメント事業者が調達し、受託者は、この車載端末に示すナビゲーション（停留場所、停車時間、利用者の指示内容）に従い運行する。

5 運行費用

以下の運行にかかる費用は、受託者が負担するものとする。

- (1) 運転手人件費
- (2) 車両清掃（車内外）、日常点検、車両保管、タイヤ保管・履き替えに係る経費
- (3) 任意保険（対人無制限、対物無制限）の加入に係る経費
- (4) 事故等による点検・修理に係る経費
- (5) その他、運行管理に係る経費

なお、燃料費については、マネジメント事業者が負担することとし、具体的な精算方法は、受託者とマネジメント事業者間で協議により決定すること。

6 日報の作成

受託者は、日報を作成し、マネジメント事業者と共有すること。

7 その他運行に関すること

(1) 車両の日常メンテナンス、車検、法定点検及び代替え車両

ア 貸与された運行車両で安全に良好な機能を果たせるように善良な管理者の注意をもって、日常メンテナンス（オイル等の消耗品の交換等）、車両の保管、運行前の日常の点検・清掃・洗車などの維持管理を受託者が実施するものとする。

イ 法定点検、事故・故障による点検・修理等が必要な場合は、マネジメント事業者と調整して定める工場にて実施し、その間の運行は受託者が代替車両（予備車両）を用意するものとし、代替車両は運行車両と同規模のジャンボタクシー型車両（乗客定員8名）とする。

なお、車検、法定点検に係る経費については、マネジメント事業者が負担するものとする。

(2) 運転手

運転は、運行時間に合わせて複数の運転手の交代により運行してもかまわないが、運行に支障が出ないように、効率的な運用を行うものとする。また、運転手は、運行前にナビゲーションシステムの操作方法、乗降場所等の研修を受講し、システム操作技術を習得した者しか運行することができないものとする。

(3) オペレーター

予約の受付・配車指示は、マネジメント事業者が行うため、受託者がオペレーターを設置する必要はない。緊急時等に札幌市やマネジメント事業者等、オペレーターと連絡がとれるよう、携帯電話等の用意等、必要な体制を整えること。

(4) 事故・故障・天災時などの対応

運行中の事故又は故障など不測の事態が生じた場合、利用者の安全確保を最優先して処理にあたり、直ちに札幌市及びマネジメント事業者に報告する。また、天災や天候など受託者の責に因らない事由により運行を中止または遅延するおそれがある場合は、札幌市及びマネジメント事業者との協議の上、運行の中止あるいは変更を決定する。なお、それに伴う経費の負担も協議のうえ決定するものとする。

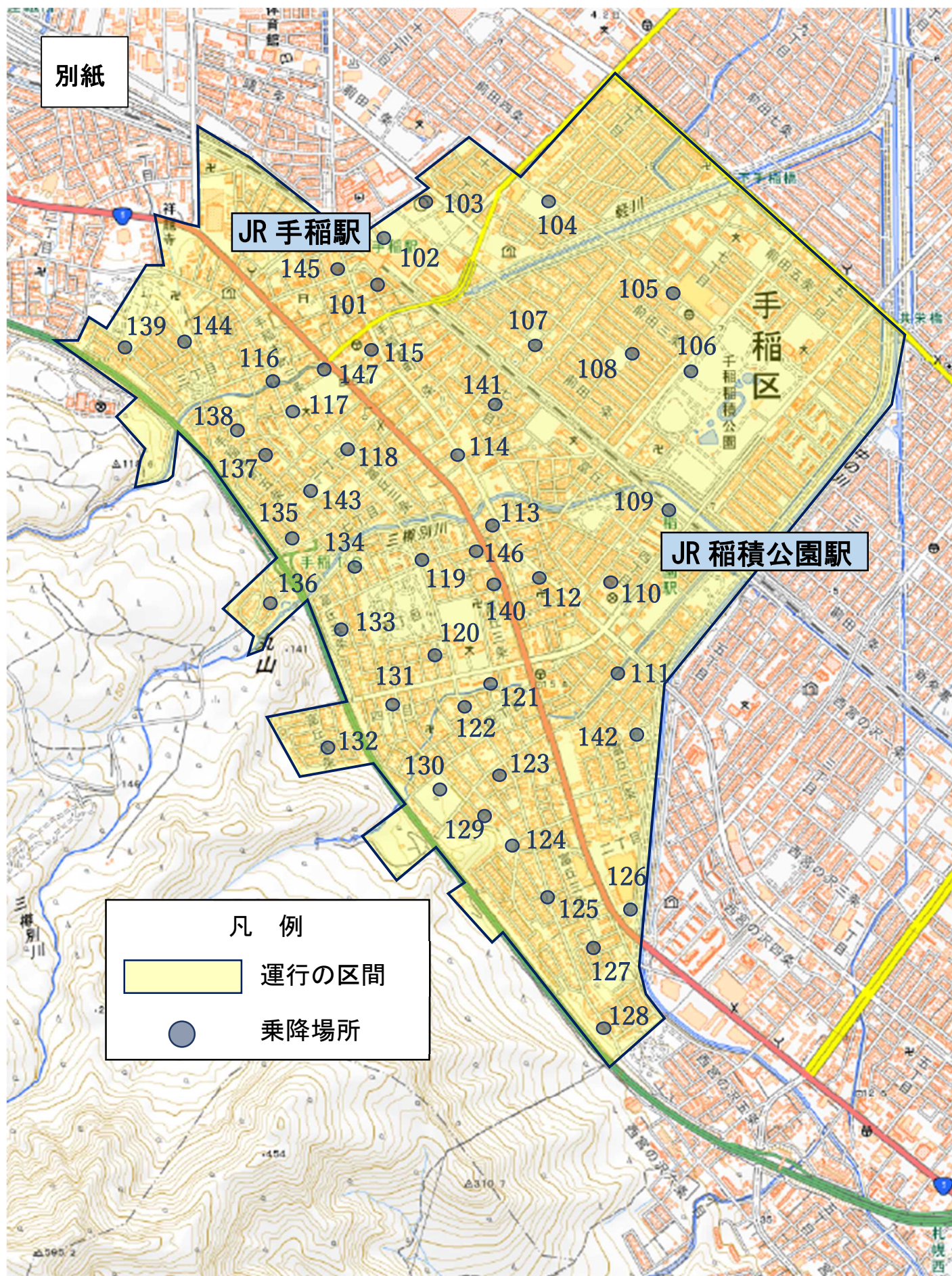
(5) 問い合わせ等の対応

利用者登録に関する利用者からの問い合わせについては、札幌市及びマネジメント事業者が行い、予約・配車に関する利用者からの問い合わせについては、マネジメント事業者で対応するが、運転に関する問い合わせや苦情は、受託者が受ける場合がある。

8 協議

本仕様書に記載されていない事項または業務の遂行において疑義が生じた場合は、双方の協議により定めることとする。

別紙



※「地理院地図」をもとに札幌市都市交通課が作成